

中華商標協会及び中企商標鑑定センターを利用した模倣品対策

— 中国における模倣品対策の一助 —

平成 24 年度 産業競争力推進委員会 交流部会

要 約

日本企業が中国における模倣品対策をいかに行うべきか。産業競争力推進委員会はその一助となるべく、中華商標協会との情報交換を定期的に行い、友好関係を深めている。本稿は、中国における模倣品に有効に対応するために、中華商標協会及びその鑑定機関である中企商標鑑定センターの実態を報告し、さらに、その活用方法を報告するものである。

目次

- はじめに
- 中華商標協会
 - 1 国務院と国家工商行政管理総局との関係について
 - 2 国家工商行政管理総局について
 - 3 中華商標協会について
- 中企商標鑑定センター
 - 1 中企商標鑑定センターの概要
 - 2 中企商標鑑定センターにおける鑑定
- 日本国弁理士による中華商標協会及び中企商標鑑定センターの活用方法

必要であった。

そして、2011年度の当委員会では、中企商標鑑定センターについて再度情報を収集し、中華商標協会の関係者にヒアリングもを行い、再検討を行った。その結果、中華商標協会及び中企商標鑑定センターは、中国における模倣品に自力対処が困難な日本中小企業及びこれを代理する日本国弁理士にとって、現在の状況においても有効であると考えた。

今年度、当委員会は中華商標協会に働きかけ、2012年9月4日に、中華商標協会と日本弁理士会とは、日中両国における商標権侵害および商標の模倣品対策への対応に関して相互に協力する合意がなされた。

そこで、この度、日本弁理士会会員が中国における模倣品対策を行う際の一助になるべく、中華商標協会及び中企商標鑑定センターの実態について報告したい。日本弁理士会会員の中国における模倣品対策業務の一助になれば幸いである。

1. はじめに

日本弁理士会は、2002年に中国の中華商標協会と交流協定を締結して以来、中華商標協会と友好関係を構築し、産業競争力推進委員会を通じての情報・意見交換を行ってきた。この目的は、中華商標協会が、中国国家工商行政管理総局の管理下であり、中国での唯一の商標に関する国家的団体組織であり、中国国家工商行政管理総局の民間への窓口的な存在であり、中国商標制度の運用・改善に関する専門家協議を行うことができる点にある。

平成17年度の中華商標協会代表団の来日の際、当委員会は、中華商標協会が管轄し、商標事件の鑑定を扱う「中企商標鑑定センター」についての説明を受け、中企商標鑑定センターは日本企業にとって有効に活用できる可能性があると感じた。しかし、この情報は来日した代表団から得た情報であり、また、急速に発展する中国では社会環境が年々大きく変化し、既に得た情報には変化も生じうるので、情報の有効性の検証が

2. 中華商標協会

2.1 国務院と国家工商行政管理総局との関係について

中国の国家機構は、日本の国会にあたる「全国人民代表大会」、行政機関（中央人民政府）である「中華人民共和国国務院（以下、「国務院」）」、司法機関である「最高人民法院」、検察機関である「最高人民検察院」、中央国家元首に当たる「国家主席」、そして軍機関である「国家中央軍事委員会」からなる。

行政機関である国務院内は、以下の①から⑥の組織からなる。

- ① 国務院官房
- ② 国務院組織部門（「部」「委員会」と呼ばれる）
- ③ 国務院直属特設機構（＝「国務院国有資産監督管理委員会」のみが存在）
- ④ 国務院直属機構（「総局」「総署」「局」と呼ばれる）
- ⑤ 国務院事務機構（「室」と呼ばれる）
- ⑥ 国務院直属事業ユニット（「社」「院」「局」などがある）

日本弁理士会にとって馴染みのある知財関係の行政機関は、④国務院直属機構に属している、日本の特許権・実用新案権・意匠権に該当する専利権を扱う「国家知識産権局」、商標権を扱う「国家工商行政管理総局」、著作権を扱う「国家新聞出版総署（国家版權局）」、税関部門「中華人民共和国海関総署」である。

2.2 国家工商行政管理総局について

国家工商行政管理総局には、自局で管轄する15の主要職務がある。知財関連としては、以下のものが該当する。

- (1) 市場の独占禁止、市場支配の濫用的支配、不正競争の防止について責任
- (2) 商標の登録と管理業務、商標の専用権の保護と、商標侵害行為の調査・処置、商標事件の処理、

著名商標の決定と保護業務の責任、特殊標識・政府当局標識の登記・告知・保護

(3) 工商行政を發展させる国際協力と交流

上記主要業務に対して、国家工商行政管理総局は内設機構を有している。たとえば、上記(1)独占禁止・不正競争の防止業務については「反独占禁止・反不正競争執法局」、(2)商標関係業務については「商標局」、(3)国際協力・交流は「国際合作司（香港マカオ室）」が、それぞれ設置されている。

2.3 中華商標協会について

国家工商行政管理総局の主要業務を実行する国家工商行政管理総局の直属組織の一つが「中華商標協会」である。

中華商標協会の人事権は、国家工商行政管理総局内の「人事司」がもっている。中華商標協会の幹部は、国家工商行政管理総局のメンバーから選任されるため、中華商標協会は、国家工商行政管理総局と非常に密接な関係を有する。

中華商標協会は、1994年9月9日に、社会主義市場経済の建設と中華民族の有名ブランド創設のために設

中華商標協会のウェブサイト <http://www.cta.org.cn/>



版权所有：中华商标协会

立された。国家工商行政管理総局と共に、全国の民間
 社団組織を直接指導することを職務としている。中華
 商標協会は、設立以来、著名中国民族の著名ブランド
 の創設と発展に努め、商標による権益の下に、中国社
 会の商標意識、商品とサービスの質を高めて、経済発
 展と繁栄を促進させることを目的に挙げている。中国
 有名企業、地方商標協会、商標代理機構、法律・学術
 的専門家と広く団結し、自己の会員に対するサービス
 を行うと共に、商標を通じた政策実行を行なってい
 る。中華商標協会内には、事務局、会員部、法律諮問
 部、代理分会、有名商標保護促進委員会、《中華商標》
 雑誌社、中企商標発展センター、中企商標鑑定セン
 ター、専門家委員会などの作業部門がある。



センターには、専門家委員会が置かれており、中国
 社会科学院、司法機関、商標行政主管部門、有名大学
 及び知的財産権研究機構等の専門家により構成されて
 いる。

センターの主要業務は、人民法院、検察機関、公安
 機関の委託を受けて、商標案件に関する専門的な問題
 に対して司法鑑定を行うこと、また、商標行政執行部
 門及び商標権者の委託を受けて、商標案件に関する専
 門の問題に対して法律論証を行い、コンサルティング及
 び鑑定意見を提供すること、そして、商標法律サー
 ビス、知的財産権コンサルティング、専門家討論会を
 開催することである。

センターが提供するサービスの対象は、各級人民法
 院、公安機関、検察機関、商標行政執行部門、社会各
 関連部門、国内外企業及び個人等である。よって、日
 本企業も、センターのサービスの提供を受けることが
 できる。

現在、中国における商標権侵害案件において、判断
 が困難な案件が増加している。センターでは、受理し
 た商標鑑定案件に対して、一律に、鑑定手続に従い、
 誠実に公平で良質なサービスを提供する基本原則に
 従って、専門家が法律論証を行っている。

センターは、国内外の有名ブランドに関する判断処
 理が困難な案件や、社会的影響のある案件を多数受理
 し、委託者に権威ある鑑定意見を提供している。

3. 2 中企商標鑑定センターにおける鑑定

(1) 鑑定人

センターは、原則として、自ら司法鑑定人を指定し
 て鑑定を行っているが、特殊な場合、センターの同意
 により、依頼人がセンターの司法鑑定人リストの中か

3. 中企商標鑑定センター

3. 1 中企商標鑑定センターの概要

中企商標鑑定センター（以下「センター」という。）
 は、国家工商行政管理総局の審査許可を受けて、2003
 年4月18日に設立され、中華商標協会の管轄下に置
 かれている（資料1）。

資料 1



センターは、商標鑑定及び関連する知的財産権の法
 律コンサルティングサービスを専門的に取り扱っており、最
 高人民法院及び北京市高級人民法院の司法鑑定機
 構名簿にも登録されている。また、2008年5月28
 日に、北京市司法局の審査許可を受けて、センターは、
 中企商標鑑定センター司法鑑定所を設立した⁽¹⁾（資料
 2）。

ら相応な鑑定人を選択することもできる⁽²⁾。

センターが鑑定を行う際、一般的には、3名から5名の司法鑑定人がセンターから指名される。そして、司法鑑定人と専門家⁽³⁾を組み合わせた専門家委員会を組織して鑑定を行っている。特殊な事案の場合には、人数は必要に応じて増やすこともあるが、いずれにしても司法鑑定人が2名未満の場合はない⁽⁴⁾。また、司法鑑定人には回避の制度がある⁽⁵⁾。

センターには、13名の司法鑑定人が登録されている(2012年2月時点。資料3)。例えば、商標局の元副局長、商標評審委員会の元副主任、最高人民法院知的財産権審判庭の元常務副庭長、北京大学教授、中国社会科学院知的財産権センターの研究員などが司法鑑定人として登録されている。

(2) 鑑定対象

鑑定対象は、商標に関する事件である。例えば、商標の類否判断、商標権侵害の成否、先行商標との関係における出願商標の登録性などの事実認定について鑑定を行う。商標法、不正競争防止法等の法律適用に関する問題は、司法鑑定の対象ではなく、法律論証の対象になる。この場合、センターは法律論証として見解を示す。

(3) 鑑定依頼人

鑑定依頼人は、裁判所、行政機関の他、中国の民間企業、外国企業(日本企業含む)、個人等である。日本企業が依頼人となった事案もある。

(4) 鑑定手続

センターは、通則に基づいて鑑定手続を行う。日本弁理士会と中華商標協会との間の手続及びセンターでの具体的手続は以下の通りである。

日本国弁理士(会員)→日本弁理士会相談窓口⁽⁶⁾

日本国弁理士：中国における模倣品取締の相談。
日本弁理士会相談窓口(事務局)：産業競争力推進委員会が模倣品取締について相談事業を行っていることを紹介。相談を希望する場合は、産業競争力推進委員会へ連絡。



産業競争力推進委員会→日本国弁理士(会員)

事案についてヒアリング⁽⁷⁾。
中華商標協会や中企商標鑑定センターについて説明。特に、

模倣品取締に鑑定センターの鑑定結果が利用できることを紹介。
鑑定センターの利用を希望する場合には、鑑定センターの内容、手続、費用、効果、及び委員会の免責について説明。
中華商標協会への協力依頼状(日本語例文は後出)について説明。
可能な範囲での鑑定状況や模倣品取締等の結果のフィードバックについて協力を要請(秘密厳守)。



中華商標協会の侵害対策協力要請、鑑定センターの利用が必要な場合



産業競争力推進委員会→日本国弁理士(会員)

会長名及び副会長名で、中華商標協会宛の依頼状を作成して、会員に渡す。

産業競争力推進委員会→中華商標協会

本事案について、協力依頼状を発行したことを連絡。



日本国弁理士(会員)→(中国商標代理人)→鑑定センター

鑑定センターへ鑑定依頼。商標鑑定委託書とともに前記依頼状を添付する。



鑑定手続へ

【中企鑑定センターにおける鑑定手続】

① 商標鑑定委託書の提出⁽⁸⁾



② 商標鑑定委託書の方式審査⁽⁹⁾



③ センターと依頼者との鑑定依頼協定書を締結する。内容は以下の通り。

- ・依頼者の基本情報
- ・鑑定の委託事項及び用途
- ・鑑定委託の要求
- ・事案の概略説明
- ・鑑定資料の目録、内容及び数量
- ・鑑定手続中の双方(依頼人とセンター)の権利義務
- ・鑑定費及び支払い方法
- ・その他の事項



④ 司法鑑定人及び専門家を指定



⑤ 専門家委員会の開催

↓

⑥ 鑑定書を作成。鑑定人及び専門家が鑑定書に署名

↓

⑦ センターによる審査認可（チェック）

※ ③鑑定依頼協定書締結～⑦審査認可まで、30 営業日以内に完了する。

また、鑑定結果は一般には公開されない。

（日本語例文）

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

（依頼状 No. *****)

中華商標協会

会長 ○ ○ ○ 様

秘書長 ○ ○ ○ 様

日本弁理士会

会長 ○ ○ ○ ○

副会長 ○ ○ ○ ○

依頼状

模倣品対策に関する協力要請の件

下記の弊会会員及びその依頼者が、貴国における商標権模倣品侵害対策に苦慮しております。

そこで、下記弊会会員が中国商標代理人を通じて貴会鑑定センターに鑑定依頼を行う所存ですので、ご高配のほどお願い致します。

また、鑑定書の結論が侵害に肯定的であった場合には、貴国における侵害差止等の取締を予定しておりますので、協力要請が貴会にあった場合には善処のほどお願い致します。

記

日本国弁理士：○ ○ ○ ○ （登録番号： ）

依頼者：○ ○ 株式会社

中国商標登録第●●●●●号の侵害疑義事件

以上

（本件に関する連絡先：日本弁理士会業務国際課 tel 03-3519-2703）

（5） 鑑定書及び法律論証意見書

鑑定の結果、センターは、「商標司法鑑定書」又は「商標法律論証意見書」を出す。

裁判所、検察庁、公安機関及び商標行政法律執行部門から鑑定委託を受けたとき、鑑定センターは「商標司法鑑定書」を出して、委託事項について事実状況を認定する。これは司法手続において証拠として使用される。鑑定結果は法的効力、即ち、法的証拠として法的証明力を有する。近年、センターが司法機関から委託された鑑定案件が数十件あるが、基本的に裁判所により採用されている。

一方、企業、個人から委託された場合、鑑定センターは「商標法律論証意見書」を出すことが多い。「商標法律論証意見書」は、案件の事実状況について論証するほかに、参考として法律の適用問題についても関連部門に建議を示すことができる。商標法律論証であれば、多様な用途がある。例えば、地方工商行政法律執行部門に権利侵害を訴えるときに使用すること、商標異議及び商標評審案件において使用すること、なお、訴訟手続において法律意見として裁判所に提出することができる。

商標鑑定は、個別案件における商標問題について行うものであり、当該案件にのみ有効である。

公安事件について

近年、中国は絶えず商標権侵害・模倣行為の取り締まりを強化し、公安部が「亮劍行動」を展開して、各級公安機関による商標偽造案件の立案捜査件数が年々増加している。各地の公安機関からセンターに委託される商標類似の司法鑑定も年々増え、毎年10件あまりを受理している。

このような案件の殆どが公安機関の刑事捜査段階における委託であり、検察庁から委託される場合もあるが、後続の訴訟手続における関連証拠、又は裁判所の審理において参考する根拠とされる。刑事事件において、商標司法鑑定書が証拠として効力を有するが、司法鑑定が刑事事件における必須手続ではない。司法部門は、案件の複雑程度によって司法鑑定が必要と認めるとき、鑑定を委託する。

（6） 鑑定料金

センターが行う商標鑑定及び法律論証案件の費用は、案件の複雑状況により定まるが、通常、5万人民元（約65万円）を下らない。難しい複雑な案件であって、関連分野の著名な専門家を招き、（7人以上の）専

専門家による検討且つ論証意見書を出す必要がある場合には、費用は別途協議となる。

(7) 鑑定実績

この数年間、センターが受理した鑑定案件及び法律論書案件は約数十件である。2011年は23件の鑑定を行った。近年、企業、個人から委託される鑑定又は法律論証の数は、総数の40%以上である。その内、外国企業から委託される数は、総数の20%以上である。たとえば、本稿末尾に添付の参考付録に記載の実例がある。

4. 日本国弁理士による中華商標協会及び中企商標鑑定センターの活用方法

当委員会の調査により、中華商標協会が中国国家工商行政管理総局の直属機関であることから、地方工商局などはセンターの鑑定結果を重視して行政執行を行なう可能性があるなど、他の司法鑑定機関が持ち得ない特徴を有していることが判明した。センター関係者にヒアリングを行ったところでも、同様の回答を得られた。よって、中国での模倣品に自力対処が困難な日本中小企業及びこれを代理する日本弁理士会会員は、

センターを利用して自己に有利な鑑定を取得することができれば非常に有効である。

中国における模倣品に困っているクライアントを持つ日本国弁理士や企業は、是非、当委員会が有する中華商標協会とのつながりを利用して、センターへの鑑定依頼、又は、中華商標協会に模倣品排除のための方策をご相談いただきたい。

日本弁理士会業務国際課を通じて当委員会にご相談いただければ、各事件の内容を当委員会にてヒアリングを行い、その内容を踏まえた上で、センターの利用を含めた対策について中華商標協会に相談することができる。また、センターでの鑑定書を取得した際には、鑑定書を利用した模倣品対策について善処を依頼することができる。中華商標協会と当委員会とは、2012年9月4日に、「中華商標協会と日本弁理士会の会議紀要」（資料4）に記載の内容を双方確認しており、通常ルートよりも有効な対処を中華商標協会に期待することができる。

本稿に記載の情報が会員の中国商標の有効活用にお役に立てば幸いである。

資料3

中企商標鑑定中心現司法鑑定人名単

序号	姓名	职务	工作单位
1	袁世襄	原处长	北京市工商行政管理局商标处
2	诸葛北华	原副处长	国家工商行政管理局商标局管理处
3	王天祥	原副总经理	中国商标专利事务所有限公司
4	程永顺	原副庭长	北京市高级人民法院知识产权庭
5	孟 禾	原处长	国家工商行政管理总局商标局审查二处
6	陈美章	副理事长/主任	国家知识产权研究会/北京大学知识产权教学研究中心
7	欧万雄	原副局长/原副主任	国家工商行政管理总局商标局/国家工商行政管理总局商标评审委员会
8	董葆霖	原副巡视员/知识产权审判咨询专家	国家工商行政管理总局商标局/北京市高级人民法院
9	曹中强	原秘书长	中华商标协会
10	杨 旭	原主任	中华商标协会法律部
11	孟玉珍	原主任/副主任	中华商标协会会员部/中企商標鑑定中心
12	孙 岩	副主任	中华商标协会法律部
13	杨叶璇	原副巡视员	国家工商总局商标评审委员会

中華商標協会と日本弁理士会の会議紀要

中華商標協会副会長趙剛及び日本弁理士会副会長田村爾が、2012年9月4日、中国雲南省昆明市において共同で「中華商標協会と日本弁理士会の商標保護座談会」を主催し、双方は、お互いに相手商の影響力を拡大するために、相応の法律的支持を提供することについて合意に達し、次の会議紀要を形成した。

1. 日本弁理士会会員又はその依頼者が、中国において商標権侵害又は商標の模倣に遭った場合、中華商標協会は、日本弁理士会の求めに応じて、中国商標代理機関を推薦する。特に日本弁理士会会員から、又は、同会員を通じて中国代理人から、中企商標鑑定センターへの鑑定依頼を行った場合、中企商標鑑定センターは法に則って遅滞なく商標司法鑑定意見書又は商標法律論証意見書を発行する。それに対応して、中華商標協会会員又はその依頼者が、日本において商標権侵害又は商標の模倣に遭った場合、日本弁理士会は、中華商標協会の求めに応じて、日本商標代理機関を推薦する。
2. 日本弁理士会は、日本弁理士会会員に対して、中華商標協会の機能、関連情報及び中企商標鑑定センターの利用について知るよう、紹介宣伝を行う。宣伝活動に際しては、中華商標協会は日本弁理士会に対して情報提供や講師派遣等の協力を行う。それに対応して、中華商標協会は、中華商標協会会員に対して、日本弁理士会の機能、関連情報及び日本弁理士会の利用について知るよう、紹介宣伝を行う。宣伝活動に際しては、日本弁理士会は中華商標協会に対して情報提供や講師派遣等の協力を行う。

本紀要は、両会の共同意思を記載しており、双方が調印した日から効力を生ずる。
なお、今後双方の協力においてこれに従って執行する。

日本弁理士会 代表者: 田村爾 2012年9月4日	中華商標協会 代表者: 趙剛 2012年9月4日
---------------------------------	--------------------------------

類似することを認定したので、委託元が商標権保護のために更なる法的措置をとることに有力なサポートとなった。

以上

注

- (1) 中国現行の司法鑑定機構管理制度は、2005年から徐々に確立されたものである。2005年から、全国の司法鑑定機構及び鑑定人は、一律、司法部により統一管理され、各省、自治区、直轄市の司法局は、管轄内の司法鑑定機構に対して審査を行い、司法鑑定機構は、審査を通過して司法鑑定許可証を授与された後、初めて司法鑑定業務を遂行することができるようになっていく。司法鑑定人についても、各地方の司法局が審査を行い、審査を通過した後、司法鑑定人の資格が授与される。
- (2) 司法部が公布した「司法鑑定手続通則（以下、「通則」という）」第18条は、「司法鑑定機構が鑑定委託を受理した場合、当該機構において当該鑑定事項について業務資格を有する司法鑑定人を指定し、鑑定を行わなければならない。委託者に

参考付録（鑑定実例概要）

事例一：

2011年、D 有限公司から中企鑑定センターに対して、靴類製品における自社商標の侵害状況についての司法鑑定が依頼された。センターは、司法鑑定人の鑑定により、司法鑑定意見書を出し、当該会社の商標権益保護に法的支持を与えた。その後、当該会社から6回に亘り、他の地方において上記商標に関して受けた権利侵害状況についての司法鑑定をセンターに委託した。

事例二：

2010年、A 社から、服装類における A 文字商標及び A 図形商標の侵害状況についての司法鑑定が依頼された。当センターが司法鑑定人の鑑定を通じて出した司法鑑定意見書は、被疑侵害商標が委託元の商標に

特殊な要求がある場合、双方の協議により意見が一致すれば、本機構中から、条件に符合する司法鑑定人を選択して鑑定を行うことができる。」と規定している。

- (3) センターの専門家とは、長期にわたって知的財産権（商標）の管理、研究、教育及び審判等の仕事に従事している者で、高度な理論に造詣が深く、豊富な実践経験を有し、かつ信望があつく知名度の高い専門学者のことを指す。
- (4) 通則第19条は、「同一の鑑定事項に対しては、二名の司法鑑定人を指定又は選択して鑑定を行うべきである。判断や処理が難しく、複雑又は特殊な鑑定事項に対しては、数名の司法鑑定人を指定又は選択して鑑定を行うことができる。」と規定している。
- (5) 「司法鑑定手続通則」第20条は、「司法鑑定人本人又はその近親者は、委託者、委託された鑑定事項又は鑑定事項に関す

る案件と利害関係を有し、その独立、客観、公正に鑑定を行うことに影響を及ぼす可能性がある場合、回避しなければならない。」と規定している。

- (6) 日本弁理士会本部事務局業務国際課
- (7) 事案によっては、会員又は会員に依頼している依頼者から当該事件の受任要請があった場合には、委員会とは別に一弁理士として事件を受任（通常業務として）することもある。
- (8) 商標鑑定委託書は中国語で作成しなければならない。中国語で作成されていれば日本国弁理士でも手続可能。
- (9) センターの業務範囲に属し、委託事項の用途及び要求が合法で、提供された鑑定材料が真実で、完全にそろっているものに対して受理決定を出し、反するものは却下する。

(原稿受領 2012. 11. 19)

書籍紹介



四六判 320 ページ 並製
定価：2,000 円＋税
ISBN978-4-87259-318-1 C1334
奥付の初版発行年月：2012 年 8 月
発売日：2012 年 8 月下旬

「知財インテリジェンス 知識経済社会を生き抜く基本教養」

玉井誠一郎 著（大阪大学出版会）

弁理士にとって耳の痛い本である。「著名な経済学者であっても、技術を商品にしたことも、品質管理したことも、（中略）資金繰りしたことの経験がない人は、起業や事業経営に失敗する。」「法律の知識はあるが、顧客の事業分野、事業内容、技術内容に対する精通度が低く、裁判や交渉などの経験知のない人」は「選別される時代」であると、著者ははっきり切り捨てる。あらゆる経営活動は投資収益率（ROI）で計測し、その貢献度合いを評価しなければならない。知財活動も例外ではない。本書は「管理知財」（ノルマ知財）から「経営知財」への転換を図るための著者の処方箋であり、知財を経営に結びつけるための実践的な知恵が著者の経験にもとづいて紹介されている。また、著者は、商品に使用している知財を隠す「知財と商品の乖離」が、「不良特許」が量産される原因であり、また、それが消費者の知財意識を低くさせていると指摘する。知財コードを商品に付与することで知財と商品を一体化し、商品価値を担保する知財情報を消費者に開示し、市場において知財ブランドを形成させるというユニークな「知財ブランドモデル」を著者は提唱する。知財で事業を保護する専守防衛から、海外で権利行使して収益を上げる積極的知財経営へ、さらには知財で未来の市場を創成する創造的知財経営へと変革するために、弁理士ができることは何か、考えさせられる一冊である。

（会誌編集部 青木 武司）